

下 教 政 第 2 9 6 号
令和 6 年（2024 年）3 月 28 日

下 関 市 監 査 委 員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下 関 市 教 育 委 員 会
教 育 長 磯 部 芳 規

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和元年6月3日付け監査報告第10号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

教育委員会教育部 豊浦教育支所

[指摘事項]

(1) 以下の業務に係る条件付き一般競争入札の公告において、次の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 下関市契約規則第4条第3項第7号に規定する「無効入札に関する事項」が記載されていなかった。（夢が丘中学校スクールバス賃貸借）

イ 入札参加資格として、「下関市に対して市税を滞納していないこと」及び「消費税及び地方消費税を滞納していないこと」としているが、当該資格を満たしている書類の提出が確認できなかった。入札参加資格として必要であるならば、書類の提出を求めるなど適正に事務処理されたい。（豊浦教育支所管内中学校一体型印刷機賃貸借）

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、所属職員に契約規則の写しを配付し、周知徹底を図った。今後は、同様の事例が発生しないよう、契約事務のマニュアルを作成し、再発防止に努める。

[指摘事項]

(2) 宇賀ふれあいセンターの使用料及び実費弁償について、以下の事項が見受けられた。

ア 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）に規定された時間以外（以下「時間外」という。）に同センターの使用を許可し、設置条例に定められていない使用料を徴収した事例が見受けられた。時間外の使用については、設置条例第3条ただし書に教育委員会が特に必要があると認めるときは変更できる旨規定されているが、使用料の額については規定されていない。時間外の使用が想定されるのであれば、設置条例において適正な使用料を定められたい。

イ 当該センターで宇賀小学校のサマーキャンプが開催された際に、使用料及び実費弁償（冷房代及びガス代）を減免していたが、使用等に関する伺書を確認すると、使用料については減免とする意思決定がされていたものの、実費弁償については減免とする意思決定が確認できなかった。適切に事務処理されたい。

(改善措置状況)

下関市ふれあいセンターの時間外の使用許可と使用料の徴収については、令和元年下関市条例第60号 下関市ふれあいセンターの設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年1月1日施行）により、「その他の時間帯」の使用料を定めた。

また、実費については、指摘を受けた後は、徴収しない場合には文書により、その旨の意思決定を行っている。

今後は、条例等に基づき適正に使用料及び実費の徴収を行う。